2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができ、恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引を厳格に認識して課税対象とする。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当及び使用料に対する源泉地国における課税は、五パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、五パーセントを超えない税率により行われるが、政府等が取得する利子については源泉地国において課税を免除される。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。（第一四条関係）

7　一方の締約国の居住者が受益者である退職年金等に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第一七条～第一九条関係）

8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二〇条関係）

9　取引等の主要な目的がこの条約の特典を受けることである場合には、この条約の特典は与えられない。（第二一条関係）

10　日本国の居住者が納付するスロベニア共和国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。スロベニア共和国の居住者が納付する日本国の租税の額は、スロベニア共和国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二二条及び第二三条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。納税者から申し立てられた事案について、二年以内に両締約国の権限のある当局間で合意によって解決することができない場合には、納税者の要請により仲裁に付託することができる。（第二四条関係）

12　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二五条関係）

13　両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。（第二六条関係）

14　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二七条関係）

15　この条約は、各締約国がこの条約の効力発生に必要とされる国内手続を完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二九条及び第三〇条関係）

16　匿名組合契約等に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、源泉地国において課税することができる。（議定書関係）

政　令

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百一号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第二号中「、コモロ」、「、ジブチ、スーダン」、「、ブルンジ」、「、マダガスカル」及び「、南スーダン、モーリシャス」を削り、「、リベリア及びルワンダ」を「及びリベリア」に改める。

第六十二条第一号中「ケニア」の下に「、コモロ」を、「ザンビア」の下に「、ジブチ」を、「ジンバブエ」の下に「、スーダン」を、「ナミビア」の下に「、ブルンジ」を、「ボツワナ」の下に「、マダガスカル」を、「南アフリカ共和国」の下に「、南スーダン、モーリシャス」を、「モザンビーク」の下に「、ルワンダ」を加える。

附　則

この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

外務大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　安倍　晋三

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年七月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一　大使館の表及び二　総領事館の表を次のように改める。